

6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]				
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県 [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～令和2年3月31日) (本 則)</td> <td>18,000円 (26,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の9分の2(※)に相当する額とし(平成23年4月1日～令和2年3月31日)、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。(※本則 13分の2)</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～令和2年3月31日) (本 則)	18,000円 (26,000円)	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港とその周辺の整備及び空港対策に関する費用に充てる]</p> <p>※激変緩和措置</p> <p>平成25年度以前 着陸料割1/3 世帯数割2/3</p> <p>平成26年度 着陸料割7/18 世帯数割11/18</p> <p>平成27年度 着陸料割4/9 世帯数割5/9</p> <p>平成28年度以降 着陸料割1/2 世帯数割1/2</p>
区 分	税 率					
航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～令和2年3月31日) (本 則)	18,000円 (26,000円)					
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	
決 算 額	2,715,665	2,716,397	2,412,001	2,671,642	2,669,481	

7. 森林環境譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]																									
都道府県 及び 市町村 [国]	<p>1. 市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収し、全額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込み、市町村及び都道府県に対して譲与される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内に住所を有する個人に対し (令和6年度から課税。令和5年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充てる。)</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都道府県に対し、森林環境譲与税(※1)の10分の1(※2)に相当する額のうち、10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2に相当する額を林業事業者数で、10分の3に相当する額を人口で按分して譲与する。</p> <p>3. 市町村に対し、森林環境譲与税(※1)の10分の9(※2)に相当する額のうち、10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2に相当する額を林業事業者数で、10分の3に相当する額を人口で按分して譲与する。</p> <p>※1 譲与額の経過措置あり(課税は令和6年度から)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>譲与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元～3年度</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>300億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 譲与割合の経過措置あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元～6年度</td> <td>5分の4</td> <td>5分の1</td> </tr> <tr> <td>令和7～10年度</td> <td>20分の17</td> <td>20分の3</td> </tr> <tr> <td>令和11～14年度</td> <td>25分の22</td> <td>25分の3</td> </tr> <tr> <td>令和15年度～</td> <td>10分の9</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	国内に住所を有する個人に対し (令和6年度から課税。令和5年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充てる。)	1,000円	年 度	譲与額	令和元～3年度	200億円	令和4～5年度	300億円	年 度	市町村	都道府県	令和元～6年度	5分の4	5分の1	令和7～10年度	20分の17	20分の3	令和11～14年度	25分の22	25分の3	令和15年度～	10分の9	10分の1	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>市町村 [森林の整備に関する費用、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する費用に充てる]</p> <p>都道府県 [市町村が実施する施策の支援等に関する費用に充てる]</p>
区 分	税 率																										
国内に住所を有する個人に対し (令和6年度から課税。令和5年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充てる。)	1,000円																										
年 度	譲与額																										
令和元～3年度	200億円																										
令和4～5年度	300億円																										
年 度	市町村	都道府県																									
令和元～6年度	5分の4	5分の1																									
令和7～10年度	20分の17	20分の3																									
令和11～14年度	25分の22	25分の3																									
令和15年度～	10分の9	10分の1																									